

第 1 回から第 6 回会議までの議論の中間整理

■ 第 1 回会議

1. 検討テーマ

○ 検討事項案について

2. ヒアリング概要

○ 丸島俊介氏（法テラス理事長）

- ・ 法テラスの事業と今日までの活動について
- ・ 現下の課題と持続可能な総合法律支援制度の充実・強化を目指して
- ・ 有識者検討会のテーマについて

3. 発言要旨

* 地域における司法アクセス・関係機関との連携

- 法テラスが地方自治体や福祉機関、各種相談窓口との連携を強化し、地域共生社会における包括的支援体制の一員として、法的課題の総合的な受け皿として機能する体制を構築すべきである。
- 司法過疎対策を推進するため、司法書士その他の専門職との連携を強化するとともに、常勤弁護士の配置拡大や地方自治体との協働を進めるべきである。
- 孤立・生活困窮・高齢者支援等の分野では、地方自治体、福祉機関、法律専門職による多職種連携やアウトリーチ型支援の充実が重要である。
- 法テラスの認知度向上のため、地方自治体職員や消費生活相談員、福祉関係者等に対する周知・研修を強化し、法的課題の早期発見と適切な支援へのつながりを促進すべきである。
- 受託業務制度について、地方自治体等との連携を進めやすくする観点から制度の柔軟化を検討すべきである。

* 民事法律扶助の諸課題

- 家族関係事件や成年後見申立て等への対応を強化するため、書類等作成援助の活用や利用対象の拡大を検討すべきである。

- 償還免除制度の拡充等によって利用者負担の軽減を図り、より利用しやすい制度とする必要がある。
- 未成年者や生活困窮者、ひとり親等が必要な法的支援を受けられるよう、扶助制度の対象や支援内容の拡充を検討すべきである。
- 弁護士・司法書士報酬の適正化や人的・財政的資源の確保を通じて、質の高い担い手を安定的に確保する必要がある。
- 民事法律扶助の社会的意義や効果を分析・可視化し、制度の充実につなげるべきである。

* 被災者支援

- 被災者に対する法的支援を充実させるため、地方自治体との連携や受託業務の活用を進めるべきである。
- 被災者法律相談援助の実施期間の延長や支援内容の拡充について検討する必要がある。
- 災害発生時に迅速な支援を行うため、平時から地方自治体や関係機関との連携体制を構築しておくことが重要である。

* 中長期在留外国人に対する法的支援

- 外国人住民の増加を踏まえ、地方自治体による外国人支援施策と法テラスの法的支援との連携を強化すべきである。
- 在留資格に関する紛争等も含め、外国人が抱える法的課題への支援の在り方を検討すべきである。

* 犯罪被害者支援

- 犯罪被害者等支援弁護士制度を安定的に運用するため、担い手となる弁護士の養成・確保を進める必要がある。
- 地方自治体や関係機関との連携を強化し、犯罪被害者等支援弁護士制度についての周知・活用状況の地域差にも留意しつつ、被害者が必要な支援につながる体制を整備すべきである。

* 司法DX・業務効率化・AI活用

- 司法DXの進展を踏まえ、法テラスにおいてもデジタル化を推進するとともに、なお残るファクスの利用などのアナログな業務手法の見直しを進めるなど、デジタルとアナログの手続の併存による非効率を解消するべきである。
- 地域連携や利用者との対人コミュニケーションを重視した支援の充実

を図るためにも、バックオフィス業務については、A I やデジタル技術の活用可能性を検討し、手続簡素化や業務効率化を行うべきである。

- 業務プロセスや決裁手続の実態を検証し、事務所ごとの運用差異や独自ルールの解消を図るなど、組織全体の業務効率化や地域間の運用の均質化を図る必要がある。
- 法テラスが保有する相談・支援に関するビッグデータについて、政策形成や制度改善に活用する観点から検討を進めるべきである。

* 支援リソースの確保

- 法テラス業務や国選弁護等の担い手を確保するため、報酬水準の改善とともに、活動環境におけるディスインセンティブ要因の解消を検討すべきである。
- 業務拡大に見合った人的・財政的資源を確保し、持続可能な支援体制を構築する必要がある。
- 常勤弁護士の配置拡大や人材の定着促進を図り、地域における法的支援体制を強化すべきである。
- 法的課題への気付きや適切な相談を促す観点から、法教育や法的リテラシー向上の取組を進める必要がある。

4. 意見交換を踏まえて設定されたテーマ案

(1) 地域の司法アクセスに関して

- 地域における司法アクセスに関して
- 司法ソーシャルワークに関して

(2) 民事法律扶助その他の法的支援制度に関して

- 民事法律扶助の諸課題に関して
- 被災者支援に関して
- 中長期在留外国人に対する法的支援に関して
- 犯罪被害者支援に関して
- 司法D X への対応に関して

(3) 法テラスを含めた支援体制の充実強化に関して

- 支援リソースの確保に関して
- 法テラスのA I ・デジタル技術の導入と業務効率化に関して
- 法教育に関して
- 関係省庁・地方自治体等の関係機関との連携の在り方に関して

■ 第2回会議

1. 検討テーマ

- 地域における司法アクセスについて
- 司法ソーシャルワークについて

2. ヒアリング概要

- 吉武直樹氏（雲仙市地域包括支援センター長）
 - ・ 過疎地域における司法アクセスの課題（特に成年後見について）
 - ・ 法人後見事業の立上げにおける法テラスとの連携等
- 村田陽次氏（東京都都民安全総合対策本部総合推進部若年支援事業課総括課長代理）
 - ・ 大都市における司法アクセスの課題（いわゆる「トー横キッズ」への支援を例として）
 - ・ 東京都の「トー横キッズ」への支援施策である「きみまも」の概要と、同所における法テラスとの連携等
- 飯田高氏（東京大学社会科学研究所教授）
 - ・ 法テラスのニーズ調査からみる、地域における司法アクセスの課題等
- 金澤万里子氏（法テラス千葉常勤弁護士）
 - ・ 常勤弁護士が担う司法ソーシャルワークについて
 - ・ 具体的には、法テラス対馬における法人後見事業の立上げ、法テラス千葉における精神障害者支援等

3. 発言要旨

- 司法ソーシャルワークや地域連携が、一部の常勤弁護士や関係者の個人的な努力や力量に支えられている現状では、優良な取組の継続や他地域への展開が困難となるおそれがある。法テラス本部や法務省は、司法ソーシャルワークや地域連携に関する法テラスの基本的な理念やミッションを整理した上で、こうした取組を個人に依存するのではなく組織的な事業として位置付けるとともに、成功事例や課題・失敗事例も含めた知見の共有を進め、重層的支援体制整備事業や社会福祉協議会等の既存の地域連携も活

用しながら、より組織的・戦略的に地域連携を推進すべきである。

- 司法ソーシャルワークは有効な取組であるにもかかわらず、その活動を支える財政的基盤が十分に確保されていない。これまで寄附金等を財源として実施されてきたケース会議弁護士派遣モデル事業などの司法ソーシャルワークの取組についても、継続的かつ安定的な実施を可能とするため、厚生労働省関係予算の活用や地方交付税措置等を通じた予算化を進めるべきである。また、ケース会議への参加や関係機関との連携など、司法ソーシャルワークに必要な活動を安定的に実施できる財源確保の方策を検討すべきである。なお、司法ソーシャルワークは民事分野に限らず、刑事司法分野における再犯防止や社会復帰支援の取組においても重要な役割を果たしており、今後の検討に当たっては、こうした取組も踏まえていくことが望ましい。
- 地域連携の仕組みを持続的な仕組みとして定着させるためには、地方自治体による予算化や体制整備が重要であるが、地方自治体においては行政課題の多様化や業務量の増加等により人的・財政的な制約が大きく、地方自治体ごとの対応に委ねた場合には地域差が生じることも懸念される。法テラスは、地域における司法インフラとしての機能を担うべく、地方自治体におけるニーズを把握・分析した上で、その必要性や効果を積極的に説明し、事業化や制度化に向けた働き掛けを強化すべきである。また、法テラスが地方自治体から委託を受けて地域の実情に応じた取組を実施しやすくなるよう、受託業務について柔軟に実施できる仕組み作りを図ることも検討すべきである。
- 地域の司法アクセスについては、過疎地域だけでなく、都市部や郊外都市においても支援につながりにくい層が存在していることを踏まえ、それぞれの地域特性に応じた支援策を検討する必要がある。特に都市部や近郊都市では、地方自治体単位での周知や連携には限界があることから、法テラスにおいても地方自治体の枠を超えた広域的な情報発信や関係機関との連携を進め、支援を必要とする者を適切な相談・支援につなげる仕組みを検討する必要がある。
- 地方自治体や民間支援機関等が相談の入口となり、また、地方自治体内に法テラスの連絡窓口を設けるといった先行事例等も参考にしながら、生活支援と法的支援を一体的につなぐ取組は有効であり、法テラスはこうした地域の支援基盤との連携を更に強化すべきである。特に、こうした機関等との勉強会や交流の機会を通じて、顔の見える関係を構築し、日常的な連携を深めていくことが重要である。

こうした窓口の在り方として、支援を必要とする者が法的支援に対して心理的なハードルを感じることなく、普段の相談や支援の延長線上で自然に法的支援につながるができる仕組み作りを進めることが望ましい。また、これらの取組を個人のつながりに依存するのではなく、地方自治体や関係機関との継続的な連携体制として定着させていくことが求められる。

- 地域の司法アクセスを支える担い手の確保は重要な課題である。常勤弁護士の確保に当たっては、地方転勤への負担が人材確保上の障壁となっており、何らかの方策を検討する必要がある。他方で、地域によっては契約弁護士や司法書士等が重要な役割を担っていることも踏まえ、それぞれの地域の実情に応じ、多様な支援主体との連携・活用を進めながら、持続的な支援体制を構築する必要がある。

4. 課題

- 司法ソーシャルワークや地域連携を個々の常勤弁護士の力量や熱意に依存させるのではなく、法テラスにおける理念・ミッションを明確化するとともに、成功事例や課題等に関する知見の共有を進め、法テラス、地方自治体及び関係機関が連携する組織的・継続的な実施体制を構築する必要がある。
- 司法ソーシャルワークを継続的かつ安定的に実施するため、その活動を支える持続可能な財政基盤を確保するとともに、民事分野のみならず、刑事分野における再犯防止や社会復帰支援への活用も視野に入れた検討を進める必要がある。
- 司法ソーシャルワークや地域連携を持続的に実施するため、地方自治体や関係府省庁の施策・予算との連携も含めた実施基盤を確保する必要がある。その際、地方自治体における人的・財政的制約や地域差にも配慮しながら、法テラスと地方自治体との連携及び事業化・予算化を促進する方策を検討する必要がある。
- 過疎地域のみならず、郊外都市や大都市を含めた地域ごとの司法アクセス上の課題を整理し、それぞれの地域特性に応じた支援の在り方を検討する必要がある。
- 支援につながりにくい者を適切な法的支援へ結び付けるため、地方自治体や民間支援機関等を相談の入口とした連携を強化し、生活支援と法的支援を一体的につなぐ仕組みを構築するとともに、支援を必要とする者が心

理的負担を感じることなく法的支援につながるができる環境を整備する必要がある。

- 司法ソーシャルワークや地域連携の担い手を安定的に確保する観点から、地方転勤等を要因とする人材確保上の課題に対応するとともに、多様な支援主体を活用した持続的な支援体制を構築する必要がある。

■ 第3回会議

1. 検討テーマ

- 被災者支援について
- 民事法律扶助の諸課題について

2. ヒアリング概要

- 木下健一氏（坂町地域包括支援センター長）
工藤舞子氏（法テラス山口常勤弁護士）
 - ・ 平成30年7月豪雨における被災者支援のための地域連携について
 - ・ 具体的には、士業連絡会による専門士業派遣と、同連絡会の事務局を務める法テラスの役割等
- 鹿瀬島正剛氏（弁護士（熊本県弁護士会所属））
 - ・ 「被災者法律相談援助」の期間延長の必要性について
- 原田直子氏（弁護士（福岡県弁護士会所属））
 - ・ 民事法律扶助における弁護士・司法書士報酬増額の必要性について（特に離婚関連事件に関して）
 - ・ 未成年者単独での代理援助利用の必要性について
- 橋場典子氏（関西学院大学法学部教授）
 - ・ 法テラスの利用者調査からみる代理援助利用の躊躇背景について

3. 発言要旨

- * 被災者支援について
 - 被災者法律相談援助の実施期間を発災後1年以内に限定している現行制度は、生活再建に関する法的課題が本格化する時期と必ずしも整合しておらず、その実施期間を2年以内とする必要がある。また、被災状況や地域の実情によっては、より長期にわたる支援の必要性にも留意する必要がある。
 - 被災者法律相談援助の対象となる災害について、現行制度では特定非常災害等に限定しているが、近年頻発する豪雨・台風等の被災者への支

援が十分に行き届かないおそれがある。被災者の実情に即した支援を確保する観点から、被災者生活再建支援制度の対象要件等も参考にしつつ、対象災害の範囲の見直しについても検討すべきである。

- 被災者支援を迅速かつ効果的に実施するためには、平時から弁護士会、司法書士会、地方自治体、福祉関係機関、ＮＰＯ等との連携体制を構築しておくことが重要である。法テラスは、関係機関との連携の下、地域ネットワークの形成・維持に努めることが望まれる。
- 広島県の士業連絡会等の取組は、平時からのネットワーク作りの有効なモデルである一方、その運営は法テラス職員の人的負担や個々の努力に依存している面がある。同様の取組を全国に展開するに当たっては、法テラスに限らず、地方自治体、社会福祉協議会、ＮＰＯ等を含む地域の実情に応じた主体の下で、体制面・財政面を含めた持続的な運営体制を構築することが重要である。また、住宅相談その他の被災者支援に関する関係府省庁・関係機関の施策とも連携しながら、地域における支援ネットワークを形成していくことが望まれる。
- 被災者支援を法務省予算の枠内だけで実施するのではなく、災害復興や生活再建に関する予算も活用し、法テラスが法務省以外の財源を受け入れて支援を実施する方策を検討すべきである。
- 被災者の法的課題は、生活再建の過程で生じることが多い一方、相談支援に結び付かないまま見過ごされている場合も少なくない。そこで、法テラスでは、相談申込みを待つだけではなく、相談会の開催や関係機関との連携等を通じて被災者に支援を届けるアウトリーチ型支援を実施すべきである。

* 民事法律扶助の諸課題

- 民事法律扶助に係る弁護士報酬については、約２０年にわたり実質的な見直しが行われておらず、物価上昇や人件費高騰の下で極めて低い水準に据え置かれている。このことが民事法律扶助制度の担い手不足を招いており、若手弁護士においても法テラスとの契約を敬遠し、又は早期に契約を終了する要因となっている。また、報酬水準が一般の事件、とりわけ離婚事件等の市場水準と大きく乖離していることに加え、各種報告書の作成など煩雑な事務負担も受任の阻害要因となっている。物価高騰等への対応が他の公的分野において進められていることも踏まえ、民事法律扶助事件に従事する弁護士の実質的な業務対価を改善する観点から、報酬額の引上げに加え、過度な事務負担を軽減するなど、制度の抜本的な見直しを早急に実施すべきである。

- 現行の報酬体系は事件類型を中心とした仕組みとなっており、個々の事件の困難性や実際の業務量が十分反映されていない。特に、家事事件やDV事案等では、当事者支援や関係機関との調整を含めて多大な時間と労力を要する場合があるにもかかわらず、報酬に適切に反映されないため、手間のかかる事件ほど実質的な対価が低下する構造となっている。このことが、困難事案の受任をためらわせる要因ともなっていることから、事件の困難性や業務量を適切に評価し、実際の負担に応じた報酬が確保される仕組みへと、報酬算定の在り方そのものを見直す必要がある。その際、評価基準や運用については、地域差や恣意性が生じないように、公平性・透明性の確保にも十分配慮すべきである。
- 福祉的支援を必要とする利用者が増加し、その課題も複雑化している中、弁護士が法的支援に加えて福祉対応まで担うことは大きな負担となっている。契約弁護士の業務負担を軽減し、法律専門職としての役割に専念できるよう、関係府省庁・地方自治体・福祉専門職との連携を強化し、チームによる支援体制を構築すべきである。
- 民事法律扶助における現行の立替償還制は、利用者が償還負担への不安から利用をためらう要因となっており、給付制への移行を視野に入れた見直しが必要である。他方で、完全給付制には利用の急増に伴う供給制約や財政負担の拡大といった課題もあることから、利用者の負担上限を明確化する仕組み等も含め、司法アクセスの確保と制度の持続可能性の両立を図る観点から制度設計を検討すべきである。
- 民事法律扶助が利用者の権利救済のみならず、家族や地域社会等の社会にもたらす効果を客観的かつ実証的に把握し、制度改善や予算措置に関する社会的理解の促進に資するため、その社会的意義や費用対効果を検証するインパクト調査・研究を実施すべきである。また、報酬水準の見直し等に伴う財政への影響や担い手確保・サービス向上等の効果について分析を行うべきである。
- 未成年者が親権者等から虐待を受けた場合や親権者間の紛争下にある場合であっても、自らの権利や意思を適切に実現するために必要な法的支援を受けられるよう、未成年者が単独でも利用しやすい制度設計を検討すべきである。特に、親権者の同意が利用の障壁となっている実態を踏まえ、子どもの権利主体性や意見表明権の保障の観点から、給付制の活用を含めて利用要件や対象事件を見直すべきである。また、こども家庭庁等の関係府省庁との連携を含めた実施基盤の在り方についても検討すべきである。

4. 課題

(1) 被災者支援

- 被災者法律相談援助について、被災後の生活再建過程において法的ニーズが継続的に生じる実態を踏まえ、支援期間の在り方（上限を2年に延長することや更なる延長の可否を含む。）及び対象となる災害の範囲について検討する必要がある。
- 災害発生時に円滑な法的支援を提供できるよう、平時から関係機関、専門職団体及び地方自治体との連携体制を構築するとともに、法テラスを含む関係機関が地域の実情に応じて連携し、地域ネットワークを継続的に運営するための体制の在り方について検討する必要がある。
- 広域的な連携や専門家派遣等の取組について、個々の法テラス職員の人的負担や自主的な取組に過度に依存することなく継続できるよう、持続可能な運営体制及び担い手の確保方策について検討する必要がある。
- 被災者に対する法的支援を継続的・安定的に実施するため、法務省予算以外の災害復興・生活再建関連施策との連携も含めた財源確保の在り方について検討する必要がある。
- 被災者の法的課題が生活再建の段階で顕在化することも踏まえ、関係機関との連携によるアウトリーチ型支援や情報提供の在り方について検討する必要がある。

(2) 民事法律扶助の諸課題

- 民事法律扶助に係る弁護士・司法書士報酬について、物価動向、業務負担の実態、一般事件との報酬水準の乖離及び担い手確保の観点を踏まえ、適切な報酬水準及び事務負担の在り方について検討する必要がある。
- 報酬体系について、事件類型に応じた現行の仕組みを基本としつつ、事案の困難性や業務量等を適切に評価できる仕組みの在り方を検討するとともに、その評価基準及び運用について、公平性・透明性を確保する必要がある。
- 福祉的支援を必要とする利用者への対応について、福祉専門職や関係機関との役割分担・連携を強化し、弁護士・司法書士が法的支援に専念しやすい体制を構築する必要がある。
- 利用者負担の在り方について、現行の立替償還制が利用の障壁となっている実態を踏まえ、給付制への移行を視野に入れつつ、利用者負担の

上限設定等も含め、支援の利用促進と持続可能な制度運営との両立の観点から検討する必要がある。

- 民事法律扶助の社会的意義や費用対効果を客観的・実証的に把握するとともに、報酬水準の見直し等に伴う財政的影響や担い手確保・サービス向上等の効果を検証するための調査・研究を実施し、その結果を制度の充実や予算措置の検討に活用する必要がある。
- 未成年者が必要な法的支援を適切に受けられるよう、親権者の同意が利用の障壁となっている実態も踏まえ、子どもの権利主体性や意見表明権の保障の観点から、給付制の活用を含め、利用要件、対象事件及び手続面を含めた民事法律扶助の利用の在り方について検討する必要がある。また、その実施に当たっては、こども家庭庁等の関係府省庁との連携についても検討する必要がある。

■ 第4回会議

1. 検討テーマ

- 中長期在留外国人に対する法的支援について
- 犯罪被害者支援について
- 司法DXへの対応について

2. ヒアリング概要

- 川田翔子委員（京都府八幡市長）
 - ・ 急増する外国人居住者と地方自治体の状況、地方自治体と連携した法的支援の提供の必要性等
- 近藤さえ子氏（新全国犯罪被害者の会（新あすの会）幹事）
 - ・ 犯罪被害者等支援弁護士制度に対する御意見
- 吉田知明氏（警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長）
 - ・ 政府における犯罪被害者等支援の取組（多機関ワンストップサービスと犯罪被害者等支援コーディネーター）
 - ・ 多機関ワンストップサービスにおける法的支援と法テラスの役割
- 内田雅之氏（日本司法書士会連合会常任理事）
奥村倫子氏（同連合会法テラスとの連携推進委員会委員長）
 - ・ 本人サポートと、書類等作成援助の活用について

3. 発言要旨

- * 中長期在留外国人に対する法的支援
 - 外国人支援においては、法律問題だけでなく、在留資格、労働・福祉等の生活支援の問題が複合的に生じることが多く、関係機関が連携して対応する体制が必要である。F R E S Cのような一元的支援の取組を広げるとともに、オンラインも活用しながら、地方自治体における相談窓口の一元化や関係機関同士の連携体制の構築を進めることなどが考えられ、法テラスもこうした連携体制に参画していくことが期待される。

- 現在の外国人支援は、受入企業による生活指導や相談対応などの取組に支えられている面が大きい。今後、外国人の就労環境の変化により、支援の枠組みからこぼれ落ちる者が生じることも懸念される中、労働問題を始め複合的な問題を抱える外国人を問題が深刻化する前に法的支援につなげることが必要である。法テラスにおいても、地方自治体や支援団体と連携しながら、こうした法的支援の一翼を担うことが期待される。
- 外国人向け法的支援の受け皿は依然として不足しており、資力の有無や在留資格の有無にかかわらず法的ニーズが存在することも踏まえ、法律相談へのアクセスや支援の在り方について検討すべきである。
- 外国人の法的問題においては、労働紛争や家事事件など様々な場面で在留資格の得喪が密接に関係することから、法テラスによる支援の対象も含め、在留資格に関する手続に対する支援の在り方について検討すべきである。
- 外国人事件では通訳・翻訳対応や関係制度の調査等により通常の事件以上の業務負担が生じることから、弁護士・司法書士の外国語能力や業務負担を踏まえた報酬や支援の在り方について検討すべきである。
- 法テラスの多言語情報提供サービス等の通訳支援については一定の成果が認められるものの、法テラスの施設外での法律相談や代理援助の現場で利用できる通訳体制の確保にはなお課題が残る。また、翻訳支援を含めた通訳・翻訳の在り方について検討する必要がある。

* 犯罪被害者支援

- 犯罪被害者等支援弁護士制度については、報酬額、減額事由、報酬支払時期等の点で、業務実態が十分に反映されづらいものとなっており、担い手の確保・育成や継続的な支援活動への影響が生じ得ることから、その在り方を検討する必要がある。特に性犯罪被害者支援を担う女性弁護士への負担が大きいことにも留意が必要である。
- 犯罪被害者等支援弁護士制度の契約弁護士数には地域差が見られることから、地域ごとの弁護士会との連携状況や研修体制の整備状況を含め、その背景にある要因を分析し、地域にかかわらず必要な支援を受けられる体制整備を図るべきである。
- 犯罪被害者等支援弁護士制度については、従前の制度からの改善・充実が図られているものの、対象犯罪の範囲や資力要件の在り方も含め、利用実績や効果を検証しながら、制度内容の継続的な見直しを行っていく必要がある。

- 犯罪被害者等が求める支援は多岐にわたることから、法テラス単独ではなく、警察、地方自治体、犯罪被害者支援団体、コーディネーター等との連携の下で、地域の既存ネットワークも活用しながら、多機関による支援体制を強化していく必要がある。
- 犯罪被害者支援を継続的に充実させるためには、国費だけでなく独自財源の確保も重要であり、しよく罪寄附の活用・拡充等を含めた財源確保策を検討すべきである。

* 司法DXへの対応

- 民事司法のデジタル化が進展する中、法テラスにおいても紙やファクスを前提とした業務運営を見直し、司法DXに対応した体制整備を進めるべきである。
- デジタル化は司法アクセス向上に資する一方で、高齢者やIT利用が困難な利用者にとって新たな障壁となるおそれもあることから、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、デジタルデバйдへの対応を十分に講じる必要があり、本人サポートを含むIT利用支援の充実が重要である。
- 現行の法テラスにおける法律相談では、利用者のニーズがあっても書類等作成援助に円滑につながらない場合があることから、書類等作成援助相談を民事法律扶助の対象とすることの可否を含め、利用者のニーズに応じて相談から書類等作成援助まで一貫して支援を受けられる仕組みについて検討する必要がある。
- 書類等作成援助相談については、司法書士が行う書類等作成援助業務の範囲を超えて法律相談に及ぶことのないよう、債務整理方針の選択等の法的判断を伴う事項との境界について、司法書士の法定権限及び弁護士法第72条との関係を踏まえ、利用者保護の観点から慎重な検討が必要である。

4. 課題

(1) 中長期在留外国人に対する法的支援

- 外国人が抱える課題は、法律問題に加え、在留資格、生活支援等が複合的に関連することが多いことから、地方自治体等の関係機関との連携を強化し、必要な相談・支援に円滑にアクセスできる地域連携の在り方について検討する必要がある。
- 外国人の就労環境の変化等を踏まえ、支援の枠組みからこぼれ落ちる

者や複合的な問題を抱える者に対し、問題が深刻化する前の段階から適切な法的支援につなげるための相談・支援体制の在り方について検討する必要がある。

- 在留資格に関する問題が労働問題、家族関係、DV事案等と密接に関連する実態や、資力の有無や在留資格の有無にかかわらず法的ニーズが存在することを踏まえ、法律相談へのアクセス、在留資格に関する相談や手続への対応等を含め、法テラスによる支援の対象及び役割の在り方について検討する必要がある。
- 在留外国人の増加や支援ニーズの多様化を踏まえ、法テラスの施設外における法律相談や代理援助も含めた通訳・翻訳支援の充実を図るとともに、外国人案件における通訳・翻訳対応や在留資格に関する対応等の業務負担を踏まえ、外国語による支援体制及び相談体制並びに業務負担を踏まえた報酬及び支援の在り方について検討する必要がある。

(2) 犯罪被害者支援

- 犯罪被害者等支援弁護士制度について、支援の実態や担い手確保の観点から踏まえ、報酬体系及び活動環境の在り方を検討する必要がある。
- 犯罪被害者等支援弁護士制度の担い手に係る地域差の要因を分析し、地域にかかわらず必要な支援を受けられる体制を確保する必要がある。
- 犯罪被害者等支援弁護士制度について、利用実績や支援効果を検証しつつ、制度の在り方を継続的に見直していく必要がある。
- 被害者支援機関、地方自治体、警察、弁護士会等との連携の在り方を検討し、支援ニーズに応じた切れ目のない支援体制を構築する必要がある。
- 犯罪被害者支援の充実に向け、独自財源の活用も含めた安定的な財源確保方策について検討する必要がある。

(3) 司法DXへの対応

- 民事司法DXの進展を踏まえ、法テラスにおいても紙やファクスを前提とした業務運営を見直し、業務・手続のデジタル化及び業務効率化を推進する必要がある。
- デジタル化による利便性向上を図る一方で、高齢者やデジタル機器の利用が困難な者にも適切な支援が行き届くよう、デジタルデバインドへの対応について検討する必要がある。
- 利用者のニーズに応じた相談支援と書類等作成援助との連携の在り方

や、書類等作成援助の活用可能性について検討する必要がある。

- 書類等作成援助に係る相談支援の在り方については、法律相談業務との境界や関係法令との整合性、利用者保護の観点を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

■ 第5回会議

1. 検討テーマ

- 関係府省庁・地方自治体等の関係機関との連携の在り方について

2. ヒアリング概要

- 堀江典宏氏（内閣府孤独・孤立対策推進室参事官）
 - ・ 孤独・孤立対策の概要と、法テラスが参画して法的支援を提供することの意義
- 各省庁からの報告
 - * 野崎伸一氏（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長）
 - ・ 重層的支援体制整備事業の概要、法テラスとの連携の可能性
 - * 吉田慎氏（厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長）
 - ・ 地域ケア会議における関係者及び法テラスとの連携
 - * 赤井久宣氏（消費者庁地方協力課長）
 - ・ 消費者安全確保地域協議会の概要、法テラスとの連携
 - * 老月梓氏（こども家庭庁支援局家庭福祉課課長補佐）
 - ・ 離婚前後家庭支援事業（養育費確保等支援パッケージ）における法的支援の概要
- 吉野美智子氏（法テラス福岡事務局長）
柿木翼氏（同常勤弁護士）
 - ・ 福岡県における地方自治体窓口と法テラスとの連携
 - ・ 関係機関連携を常勤弁護士から一般弁護士に拡げる方策等

3. 発言要旨

- 孤独・孤立対策や重層的支援体制整備事業等の既存のプラットフォームに法テラスが参画することにより、法的支援を必要とする者を早期に発見し、適切な支援につなげることが期待される。また、関係機関が法律面の助言を得ながら支援を進めることが可能となり、既存の相談支援や福祉サ

ービスの質の向上にも資する。さらに、法テラスにとっても、法律問題以外の課題について福祉やNPO等との役割分担が可能となり、弁護士・司法書士が法的支援に専念しやすくなるなどの利点がある。

- 既存プラットフォーム等に法テラスが組織的に参画することにより、地方自治体や関係機関における法テラスや法律専門職の存在・役割についての理解が広がり、多職種による支援体制の強化や専門性をいかした役割分担が促進される。その結果、個別の相談対応にとどまらず、平時からの関係構築や情報共有、人材・資源の活用が進み、地域における持続的な支援基盤の強化につながることを期待される。
- 地方自治体においては、人口減少や人員不足の中で複雑化・多様化する相談への対応に苦慮しているほか、法的課題を含む包括的支援は複数の行政分野にまたがるため、庁内の役割分担や連携体制の構築にも課題がある。法テラスには、地方自治体の負担軽減にも資する形で、オンラインの活用を含め、継続的かつ実効的な連携を構築するための支援や仕組み作りが求められる。
- 法テラスと地方自治体等との連携については、一部地域で先進的な取組が見られるものの、全国的には十分に浸透しているとは言い難く、地域差も大きいことから、好事例の横展開や国による積極的な周知を通じて、組織的な連携体制の構築を進めるべきである。
- 法テラスは、関係機関連携を個別地域における好事例にとどめることなく、関係府省庁が実施する各種施策や地域のネットワークへの参画を幅広く推進すべきである。特に、支援会議等の守秘義務規定のある会議体への組織的な参画を進めることにより、施策の縦割りを超えて司法と福祉をつなぐ役割を果たし、地域における総合法律支援の基盤強化に重要な役割を果たすことが期待される。
- 法テラスと地方自治体との連携を持続的に推進するためには、地方自治体単独の取組に依拠するのではなく、重層的支援体制整備事業、消費者行政等の関係府省庁の既存施策や予算も活用しながら、法律専門職との連携を制度的に位置付けていくことが重要である。こうした連携は、法的支援へのアクセス向上に加え、既存の相談支援事業や福祉サービスの質の向上にも資することが期待される。
- 司法ソーシャルワークや関係機関連携の取組を持続可能なものとするためには、必要な財源や制度的基盤を確保することが重要である。法テラスが担うコーディネート機能や関係機関との調整機能を適切に評価するとともに、必要な財源措置を講じることを含め、受託業務制度の要件や手続の在り方について見直しを検討すべきである。また、既存のプラットフォー

ム等との連携も活用しながら、司法ソーシャルワークを持続的に実施できる仕組みを構築していくべきである。

- 法テラスは、弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職との連携を強化し、それぞれの専門性をいかした支援体制を構築する必要がある。特に、地域の司法書士会等との組織的な連携を進めるとともに、利用者のニーズに応じて適切な専門職や支援機関へつなぐ相談・振り分け機能を充実させることが重要であり、その前提として職員の理解促進や研修の充実を図るべきである。
- こども家庭庁の離婚前後家庭支援事業においては、弁護士費用の支援や法律相談支援を実施している地方自治体が限定的である一方、民事法律扶助では離婚や養育費に関する支援ニーズが高い。ひとり親家庭の経済的自立や養育費確保を促進する観点から、法テラスと地方自治体との連携を強化し、制度の周知や利用促進を図るとともに、相談から法的手続きまで切れ目なく支援につなぐ仕組みを構築すべきである。

4. 課題

- 孤独・孤立対策や重層的支援体制整備事業等の既存のプラットフォームを活用して法的課題を抱える者を早期に発見し、適切な支援につなげるため、法テラスや法律専門職がこれらの枠組みに参画する意義や効果を踏まえた連携の在り方について検討する必要がある。
- 既存のプラットフォーム等への法テラスの組織的な参画を通じて、多職種による支援体制の強化や平時からの関係構築を促進し、地方自治体や関係機関における法テラス及び法律専門職の認知・理解の向上や連携基盤の整備を図る必要がある。
- 地方自治体が、人口減少や人員不足の中で複雑化・多様化する相談への対応や庁内連携に課題を抱えていることを踏まえ、法テラスにおいては、地方自治体の負担軽減にも配慮しつつ、オンラインの活用を含め、地方自治体との継続的かつ実効的な連携体制の在り方について検討する必要がある。
- 法テラスと地方自治体等との連携については、地域ごとに取組状況に差が見られることから、先進的な取組の横展開や国による周知等を通じて、地域間格差の解消と連携体制の全国的な充実を図る必要がある。
- 複合的な課題を抱える者を早期に把握し、適切な支援につなげるため、法テラスが関係府省庁の施策や地域ネットワーク、支援会議等の既存の仕組みに積極的に参画するとともに、その取組を持続的なものとするため、

関係府省庁との連携強化や法律専門職との連携の制度的な位置付けについて検討する必要がある。

- 司法ソーシャルワークや関係機関連携の取組を持続可能なものとするため、受託業務制度の要件や手続の在り方を含め、必要な財源の確保方策について検討する必要がある。
- 支援ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職との適切な役割分担や組織的連携の在り方を検討するとともに、利用者を適切な専門職や支援機関につなぐ相談・振り分け機能の充実を図る必要がある。
- 離婚や養育費確保等の分野における法的支援ニーズを踏まえ、こども家庭庁の離婚前後家庭支援事業等との連携を強化するとともに、制度の周知や利用促進、相談から法的手続まで切れ目なく支援につなぐ方策について検討する必要がある。

■ 第6回会議

1. 検討テーマ

- 法テラスの生成A I・デジタル技術の導入と業務効率化について
- 支援リソースの確保・法教育・その他関連事項について

2. ヒアリング概要

○ 大屋雄裕氏（慶應義塾大学法学部教授）

- ・ 国内におけるA X・D Xの動き、法テラス業務にどのように取り入れて活用できるか

○ 五月女有良氏（総務省自治行政局行政経営支援室長併任地域D X推進室長）

- ・ 政府におけるA X・D Xの取組
- ・ 各地方自治体におけるA X・D Xによる業務改革の事例

○ 公森義貴氏（日本マイクロソフト株式会社パブリックセクター事業本部パブリックセクター技術戦略室）

- ・ 日本マイクロソフト社としての生成A Iの技術的な到達点
- ・ 生成A Iを安全に活用するための取組

3. 発言要旨

* 業務効率化・手続の簡素化・D X、生成A Iの活用、ビッグデータ活用

- D XやA Iの導入は、既存業務をそのままデジタル化することを目的とするのではなく、業務プロセスや手続そのものを見直し、簡素化・標準化することと一体で進めるべきである。その前提として、データやシステムの標準化、機械可読性の向上等の基盤整備を進めるとともに、アナログ運用を前提とした業務慣行についても見直しを図る必要がある。
- 法テラスにおいては多数の書式や複雑な手続が利用者、契約弁護士・司法書士、職員等の負担となっていることから、単なるシステム化にとどまらず、これらの手続や運用の根拠となる規程類や業務方法書を含め、業務運営の在り方そのものを改めて検証する必要がある。その際、他の独立行政法人における制度設計や運用の在り方も参考にしつつ、業

務の適正性や説明責任を確保しながら、利用者負担の軽減及び業務効率化に向けた合理化について検討する必要がある。

- DXの推進、AIの導入に当たっては、全ての業務を一律にデジタル化・標準化することを前提とするのではなく、業務の性質や利用実態、費用対効果等を踏まえながら、AI、ルールベース処理、人による対応を適切に組み合わせる必要がある。また、書式や手続の見直しについても、関係者への影響や移行コストに配慮しつつ、段階的かつ実効的に進めるべきである。
- 一方でDXを進めることとした業務については、デジタル化と従来手続を並行して維持する状態が長期化すると、かえって業務負担やコストが増大することから、真にアナログな形での支援を必要とする者への対応にも配慮しつつ、移行期間を必要以上に長期化させないように計画的に進める必要がある。
- 法テラスでは、利用者の置かれた状況や背景を丁寧に把握しながら支援につなげる業務が中核となっていることから、AIの活用にあたっては、業務を分解してその目的や必要な機能を分析し、AIの活用が有効な領域を見極める必要がある。その観点で見ると、利用者との相談、聴き取り、伴走支援などのフロントヤード業務は人が担うべきであり、AIは補完的に活用するべきである。他方、相談記録の作成、文字起こし、要約、分類、審査支援等のバックオフィス業務については積極的な効率化を進めるべきである。こうした取組を通じてAIを活用することで、人による対応が不可欠な利用者支援に人的資源を重点化し、支援を必要とする者に対してより丁寧な対応を可能とすることが重要である。
- 法テラスが保有する相談情報や利用実績等は、法的ニーズの把握や制度改善、政策立案に活用できる重要な資源であり、PIO-NETにおける取組も参考にしつつ、ビッグデータとして有効活用を検討すべきである。これにより、相談対応の質の向上や関係機関との連携強化、新たな法的課題や被害の兆候の早期把握、地域や利用者の実情に応じた支援施策の充実等につなげていくことが期待される。
- 一方で、法テラスが扱う情報には機微な個人情報や要保護性の高い情報が多く含まれることから、利用者が安心して相談できる環境や法テラスに対する信頼を確保する観点を十分踏まえつつ、支援の充実や業務改善に資するデータ活用を適切に推進していくことが重要である。

*** 人材確保・配置**

- 国選弁護や福祉機関等との連携を担う弁護士・司法書士の確保が深刻な課題となっており、事件の複雑化・高度化、遠距離移動の増加、福祉

等との連携に伴う負担の増大等を踏まえ、担い手を確保し質の高い活動を維持できるよう、報酬水準の改善及び必要経費の在り方を含めた活動環境の整備を進める必要がある。

- 法テラスの常勤弁護士については、人材確保及び定着の観点から、全国異動の在り方を含めた勤務環境の改善を検討すべきである。

* 法教育・法的リテラシー向上

- 国民が自身の抱える課題や紛争を法的課題として認識し、適切な相談行動につなげることができるよう、法的リテラシー向上に向けた法教育を推進すべきである。また、法教育の実施に当たっては、行政、司法及び社会の仕組みに対する理解を深め、自ら適切な支援につなげる力を養う観点も重要である。

* 予算・財政基盤

- 法テラスの在り方に関する検討に当たっては、支援の必要性や理念に加え、それを実現するための財政的裏付けについても検討する必要がある。新たな施策については、予算への影響や必要な財源、期待される効果を客観的な根拠に基づいて整理するとともに、十分な財源確保が見込めない場合には、施策間の優先順位付けや既存事業の見直しも含めて検討し、実効性のある結論につなげていく必要がある。
- 法テラスは、国民の安心・安全な暮らしを支える重要な役割を担っている。法テラスの在り方については、まず予算ありきで議論するのではなく、この先5年、10年を見据えたあるべき姿や果たすべき役割を明らかにした上で、その実現に必要な制度や財源の在り方を検討すべきである。

4. 課題

(1) 業務効率化・手続の簡素化・DX、生成AI活用、ビッグデータ活用

- DX推進及び生成AIの活用を効果的に進めるため、業務プロセス、規程類、業務方法書、書式等を含む現行業務全体を見直し、手続の簡素化・合理化及び標準化を進める必要がある。
- 利用者との相談や伴走支援など人による支援が不可欠な業務と、AI等による補完や効率化が可能な業務について、業務の目的や特性を踏まえた適切な役割分担を図るとともに、限られた人的資源を利用者支援に重点的に配分できる体制について検討する必要がある。

- デジタル化の推進に当たっては、真にアナログな支援を必要とする者への配慮を確保しつつ、デジタル化を進めることとした手続については、アナログ手続とデジタル手続の二重運用による負担やコストの増大を回避する方策について検討する必要がある。
- 制度改善、政策立案及び法的ニーズの把握に資するよう、法テラスが保有するデータの活用を進めるとともに、高度な個人情報保護及び適切なガバナンスを確保する必要がある。

(2) 人材確保・配置

- 国選弁護や福祉連携等を担う弁護士・司法書士の確保・定着を図る観点から、報酬水準及び必要経費を含む活動環境の整備について検討する必要がある。
- 常勤弁護士等の採用・定着に影響を与える制度や運用上の課題を把握し、持続可能な人材確保方策について検討する必要がある。

(3) 法教育・法的リテラシー向上

- 国民が法的課題を適切に認識し、自ら必要な支援や相談機関につなぐことができるよう、法教育及び法的リテラシー向上の在り方について検討する必要がある。また、法教育については、犯罪予防や消費者教育のみならず、行政、司法及び社会の仕組みに対する理解を深め、自ら問題解決に向けて行動する力を育む観点から、その充実を図る必要がある。

(4) 予算・財政基盤

- 法テラスの在り方の検討に当たっては、支援の必要性や理念に加え、必要な財源や施策の効果を踏まえた実効性のある検討を行う必要がある。また、機能拡充に当たっては、重点的に取り組むべき分野を整理するとともに既存事業の見直しも含めて検討する必要がある。
- 他方、法テラスの在り方については、予算上の制約のみを前提とするのではなく、社会の変化を踏まえた将来の役割やあるべき姿を整理した上で、その実現に必要な制度的・財政的基盤の確保について検討する必要がある。

■ 各委員による全体的な意見まとめ（第6回）

* 法テラスの役割・将来像

- 法テラスは、社会の変化や法的ニーズの多様化を踏まえつつ、「司法との架け橋」としての役割を維持・発展させ、地域社会を支える司法インフラとして更なる機能強化を図るべきである。
- 法テラスの各種制度については、運営側の視点のみならず、制度を必要とする者やその支援に携わる関係者の視点も踏まえ、真に支援を必要とする者に適切な法的支援が届くものとなっているかという観点から、その在り方を検討する必要がある。
- 法テラスは、相談にたどり着いた人への支援にとどまらず、自ら支援を求めることが困難な人にも必要な法的支援を届ける「最初の入口」としての役割を果たすべきである。
- これまでの実践により、法テラスが担う司法ソーシャルワークや多機関連携の取組の重要性が明らかとなっており、今後はそれらを制度的に位置付けることも含めて検討すべきである。
- 総合法律支援法制定時に想定されていた役割と、現場で発展してきた法テラスの実際の機能との間に乖離が生じていることを踏まえ、法テラスの現状に即した制度の在り方について検討する必要がある。
- 法テラスの将来像を実現するため、事前統制を重視した運営のみならず、事後評価を前提とした柔軟で弾力的な組織運営の在り方について検討する必要がある。

* 司法ソーシャルワーク・関係機関連携

- 法的支援を必要とする者に確実に支援を届けるため、法テラスや法律専門職が、司法、福祉、行政、消費生活、医療、警察、NPO等の関係機関との連携を強化するとともに、孤独・孤立対策等の既存の地域ネットワークや支援プラットフォームに積極的に参画し、連携・協働を推進する必要がある。特に、高齢者、障がい者その他自ら相談することが困難な者については、福祉関係者等との連携や出張相談の活用を通じて、確実に法的支援につなげる必要がある。
- 多機関連携による支援体制については、全国的な整備を進めることが必要であるが、その具体的な仕組みについては、全国一律のモデルを前提とするのではなく、地域ごとの実情や既存のネットワークを踏まえつつ、地方自治体等の人的・財政的負担にも配慮しながら、柔軟かつ持続可能な仕組みを検討する必要がある。

- 利用者がその課題やニーズに応じて適切な支援や解決手段を選択できるよう、司法書士会、弁護士会、消費生活センター、福祉機関その他の専門機関との連携を強化するとともに、相談者を適切な支援先につなぐための情報提供及び紹介体制の充実を図る必要がある。

*** 多様なニーズに応える支援**

- 包括的な法的支援ニーズへの対応、外国人支援、地理的要因によるアクセス格差の解消を図るため、地方自治体と法テラスとの連携を強化するとともに、オンライン等も活用しながら、必要な支援を適切に届ける仕組みについて検討する必要がある。
- 民事法律扶助は、法的支援への第一歩を支える重要な制度であり、困難を抱える人ほど利用しやすい制度となるよう、準生活保護層への償還免除の拡充や一部免除制度の導入等を含め、利用者負担の軽減及び制度の利用しやすいさの向上について検討する必要がある。
- DV被害者、障がい者、精神的課題を抱える者など継続的支援を必要とする事案においても、適切な法的支援につながる制度運用を確保する必要がある。

*** 人材確保・担い手支援**

- 国選弁護や民事法律扶助を担う弁護士について、担い手の使命感や善意だけに依存せず、事件の複雑化・高度化や負担増加に見合った報酬体系と活動環境を整備する必要がある。それとともに、担い手の確保・育成を支える制度の在り方について、司法制度全体の持続可能性の観点から検討する必要がある。
- 法テラスの常勤弁護士や契約弁護士・司法書士の確保・定着のため、処遇改善や人材確保戦略の強化を図る必要がある。

*** DX・生成AIの利活用**

- 限られた人的・財政的資源を有効活用するため、DXの推進や生成AIの活用による事務負担の軽減や資源配分の効率化を図り、あるいは、オンライン化等の推進により、利用者にとっての利便性の向上を図る必要がある。
- ビッグデータの活用等を通じて、法的ニーズの把握や施策立案に資する取組を検討する必要がある。

*** 予算・財政基盤**

- 法テラスが有する人的・組織的基盤やノウハウを地域課題の解決に活用するとともに、司法ソーシャルワークや地域連携等の取組を持続可能なものとするため、受託業務制度の活用を含め、実施体制や役割分担の在り方について検討する必要がある。

- 新たな制度や支援策を持続的に実施できるよう、国・地方自治体を含めた財源確保の在り方や、代理援助件数の増加等にも対応できる安定的な財政基盤の整備について検討する必要がある。